

入 札 公 告

令和7年5月26日

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)所有の土地及び隣接する日本郵便株式会社(以下「郵便」という。)所有の土地を下記のとおり一般競争入札により売却します。

記

1. 売却物件

物件番号 07-801

【連合会所有地】

千葉県木更津市請西字北ノ崎793番7 宅地 345.89㎡(57%)

【郵便所有地】

千葉県木更津市請西字北ノ崎793番8 宅地 256.04㎡(43%)

合計 601.93㎡(100%)

※上記2筆を一括売却します。個別の売却はしません。

2. 入札参加者に必要な資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)に該当しない者であること。
- (2) 破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者でない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員(構成員を含む。)でないこと。
- (5) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから2年を経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)に該当しない者であること。
 - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 競争入札の実施に当たり連合会の職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なく連合会又は郵便との契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 連合会に提出した書類に虚偽の記載をした者。
 - ⑦ その他連合会又は郵便に著しい損害を与えた者。
- (6) 入札代理人については、上記(1)から(5)までのいずれにも該当する者であること。
- (7) 確実な資金計画を有している者であること。

3. 入札参加の手続

- (1) 入札に参加するための必要書類を希望する者は、別紙「配付書類申込書(FAX)」を送信してください。次に掲げる①～⑩の資料を送付します。
 - ① 入札注意書
 - ② 土地売買契約書(案)
 - ③ 入札参加申込書
 - ④ 誓約書
 - ⑤ 入札保証金納付等に関する留意事項
 - ⑥ 振込依頼書
 - ⑦ 入札保証金提出書

- ⑧ 入札書
- ⑨ 委任状
- ⑩ 参考資料(含む図面関係)

- (2) 入札に参加を希望する者が法人の場合は、「入札参加申込書」、「誓約書」、「法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」及び「代表者印鑑証明書」の4点を、個人の場合は、「入札参加申込書」、「誓約書」及び「印鑑登録証明書」の3点を令和7年7月18日(金)までに連合会へ持参又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)してください。

なお、提出された書類はいずれも返還いたしません。

※「法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」、「代表者印鑑証明書」及び「印鑑登録証明書」は発行後3か月以内のものに限ります。

＜配付書類等の請求・提出場所及び問い合わせ先＞

国家公務員共済組合連合会 管財・営繕部 木更津担当

住所: 東京都千代田区九段南1-1-10

電話: 03-3222-1841(平日9:30~17:00)(内線337、339)

4. 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額で、100万円以上とする。)を振込依頼書により、令和7年7月23日(水)から7月25日(金)の正午までに、連合会の指定口座へ振込手続を行うとともに、手続終了後、入金日と同日に「入札保証金提出書」を連合会へFAX送付してください。(FAX: 03-3222-3717)

なお、「入札保証金提出書」原本は、入札当日提出してください。

5. 現地説明

実施いたしません。

6. 入札の日時及び場所

日時: 令和7年7月28日(月)14:00~

場所: 東京都千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎地下1階 入札室

7. 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効となります。

8. 契約等

落札者は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明書の交付を受けたうえ、落札決定の日から令和7年8月27日(水)までに、連合会の指定する契約書により、契約を締結すること。契約書の売主欄は、連合会と郵便の併記とします。

なお、令和7年8月27日(水)までに契約を締結しない場合、入札保証金は一部を返還し、残額は連合会に帰属します。(返還額は、郵便所有地相当分とし、その額は、面積割合に応じたものとします。)

9. 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結と同時に支払わなければなりません。

※連合会は、入札及び売買契約までの一切の業務を郵便から委託を受けて行っています。

国家公務員共済組合連合会

送信先:FAX 番号:03-3222-3717

配付書類申込書(FAX)

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会
管財・営繕部 御中

(必須)(申込者)〒

住 所 _____

氏 名 _____

(担当者) _____

電 話 _____

F A X _____

下記の物件の資料を請求します。

記

物件番号:07-801

所 在 地:木更津市請西字北ノ崎793番7外1筆

物 件 調 査 書

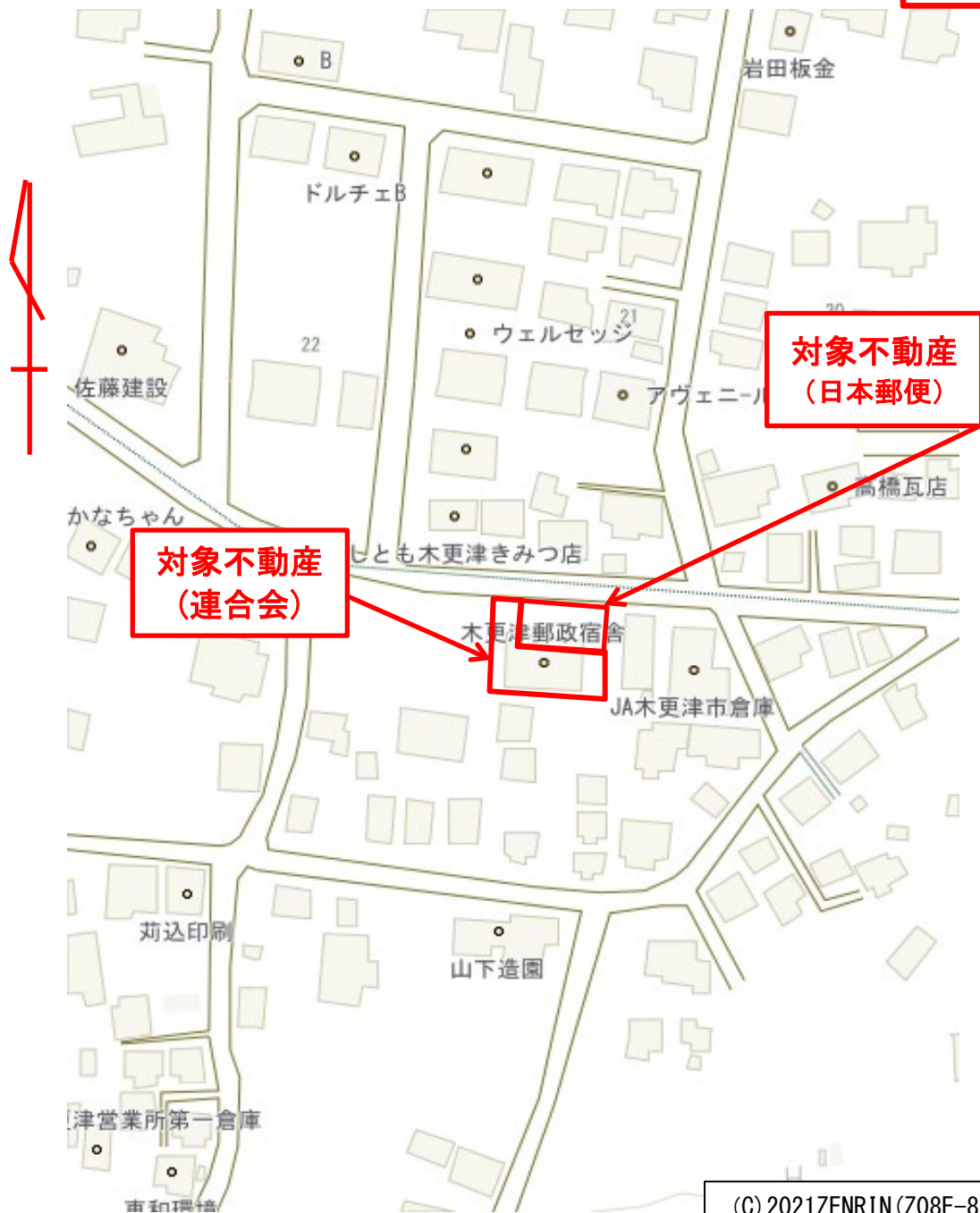
物件番号		07-801			
所 在 地		千葉県木更津市請西字北ノ崎793番7外1筆			
旧 住 居 表 示		千葉県木更津市請西793番地			
現 況 地 目 及 び 面 積		国家公務員共済組合連合会		日本郵便(株)	
		宅地	345.89㎡(実測)	宅地	256.04㎡(実測)
		合計 601.93㎡(実測)			
登 記 簿 記載事項	地 番	北ノ崎793番7		北ノ崎793番8	
	地 目	宅地		宅地	
	数 量	345.89㎡		256.04㎡	
接面道路の状況		北側 市道 幅員:約5.4m(建築基準法第42条第1項第1号道路)			
法 令 に 基 づ く 制 限	建 都 築 市 基 計 準 画 法 法	市街化区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		地域・地区	—		
		建ぺい率	50%		
		容 積 率	100%		
		高度制限	最高限度10m		
		防火指定	建築基準法第22条指定区域		
	そ の 他	・宅地造成工事規制区域 ・都市機能誘導区域外 ・居住誘導区域 ・斜線制限(道路・北側) ・日影規制(4h/2.5h/1.5m) ・木更津市景観計画(市全域)			
	私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容	—
道路後退		無	負担の内容	—	
供 給 処 理 施設の概要		配管等の状況		施 設 整 備 状 況	施設整備の 特別負担の有無
	電 気	接面道路配線	有		
	公営水道	接面道路配管	有		無
	公共下水道	接面道路配管	無		無
	都市ガス	接面道路配管	有		無
交 通 機 関	鉄 道 等	JR木更津駅東口から日東交通バス太田循環線乗車、請西小学校下車、徒歩約5分			
参 考 事 項		・売却の際は、現状有姿(囲障、看板、工作物等を含む。)での引渡しとなります。 ・本物件と隣接地との間で下記のとおり越境等があります。 ①西側隣接地から囲障の一部が本物件に越境しています。(越境に関する覚書があります。) ②本物件の北西側隅に被越境物として電柱、支線、架線があります。 ・本物件の北側接面道路に下水管の配管はありませんので、浄化槽等の設置が必要となります。 ・本記載事項と現況に相違がある場合は、現況を優先します。			

位置図

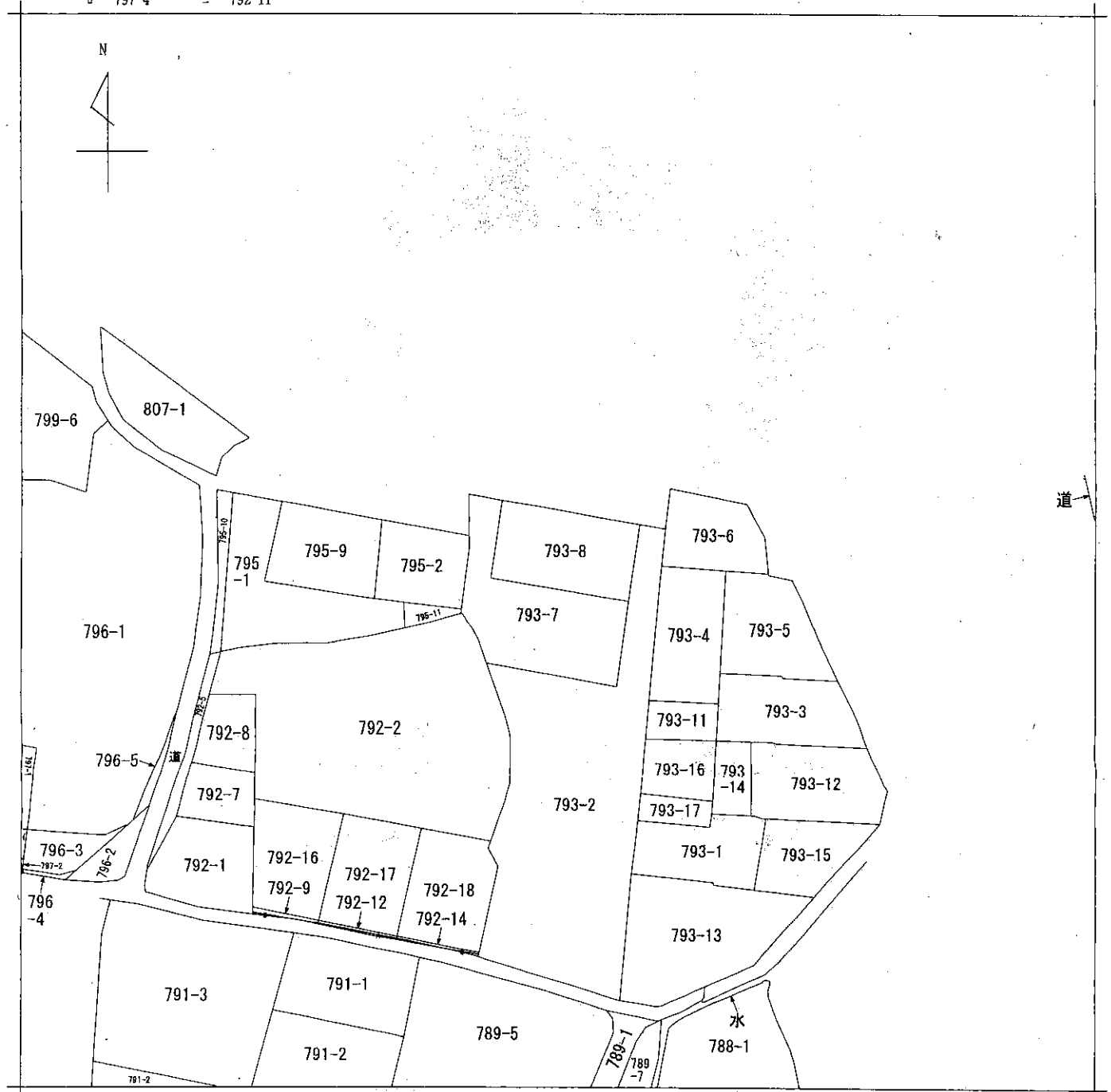


(C) 2021ZENRIN (Z08E-860)

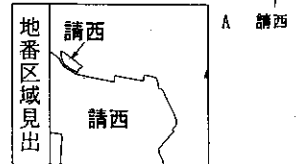
案内図



イ 797-3 ハ 792-13 ※ 792-15
ロ 797-4 ニ 792-11



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	木更津市請西字北ノ崎				地番	793番8			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局木更津支局管轄)

令和2年2月10日

千葉地方法務局松戸支局

登記官

生澤純一



請求番号: 17-1

(1/1)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年7月5日	不動産番号	0403000115132
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	木更津市請西字北ノ崎			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
793番7	宅地	343	80	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年7月5日	
[余白]	[余白]	345	89	③錯誤 〔令和4年2月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年2月3日 第1914号	原因 昭和59年4月1日昭和58年法律第82号附則第5条第1項による承継 所有者 東京都千代田区大手町一丁目4番1号 国家公務員等共済組合連合会 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名称人住所、名称変更	令和3年7月13日 第14590号	原因 平成3年7月1日主たる事務所移転 平成9年4月1日名称変更 名称主たる事務所 東京都千代田区九段南一丁目1番10号 国家公務員共済組合連合会
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年7月5日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(千葉県地方務局木更津支局管轄)

令和4年2月8日

千葉県地方務局市原出張所

登記官

中 村 久 仁 子



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年7月5日	不動産番号	0403000115133
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	木更津市請西字北ノ崎				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
793番8	畑	254	余白		
余白	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年7月5日		
余白	宅地	254 54	②③平成4年11月19日地目変更 〔平成18年11月28日〕		
余白	余白	256 04	③錯誤 〔令和6年2月5日〕		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成15年8月5日 第12452号	原因 平成15年4月1日日本郵政公社法施行 法第7条の出資 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 日 本 郵 政 公 社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年7月5日
2	所有権移転	平成19年10月29日 第27919号	原因 平成19年10月1日郵政民営化法第7 9条第7項による出資 所有者 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 郵便局株式会社
付記1号	2番登記名義人名称変更	平成25年1月25日 第1465号	原因 平成24年10月1日商号変更 商号 日 本 郵 便 株 式 会 社
付記2号	2番登記名義人住所変更	令和4年12月7日 第24693号	原因 平成30年9月18日本店移転 本店 東京都千代田区大手町二丁目3番1号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(千葉県方法務局木更津支局管轄)

令和6年2月8日

千葉県方法務局市原出張所

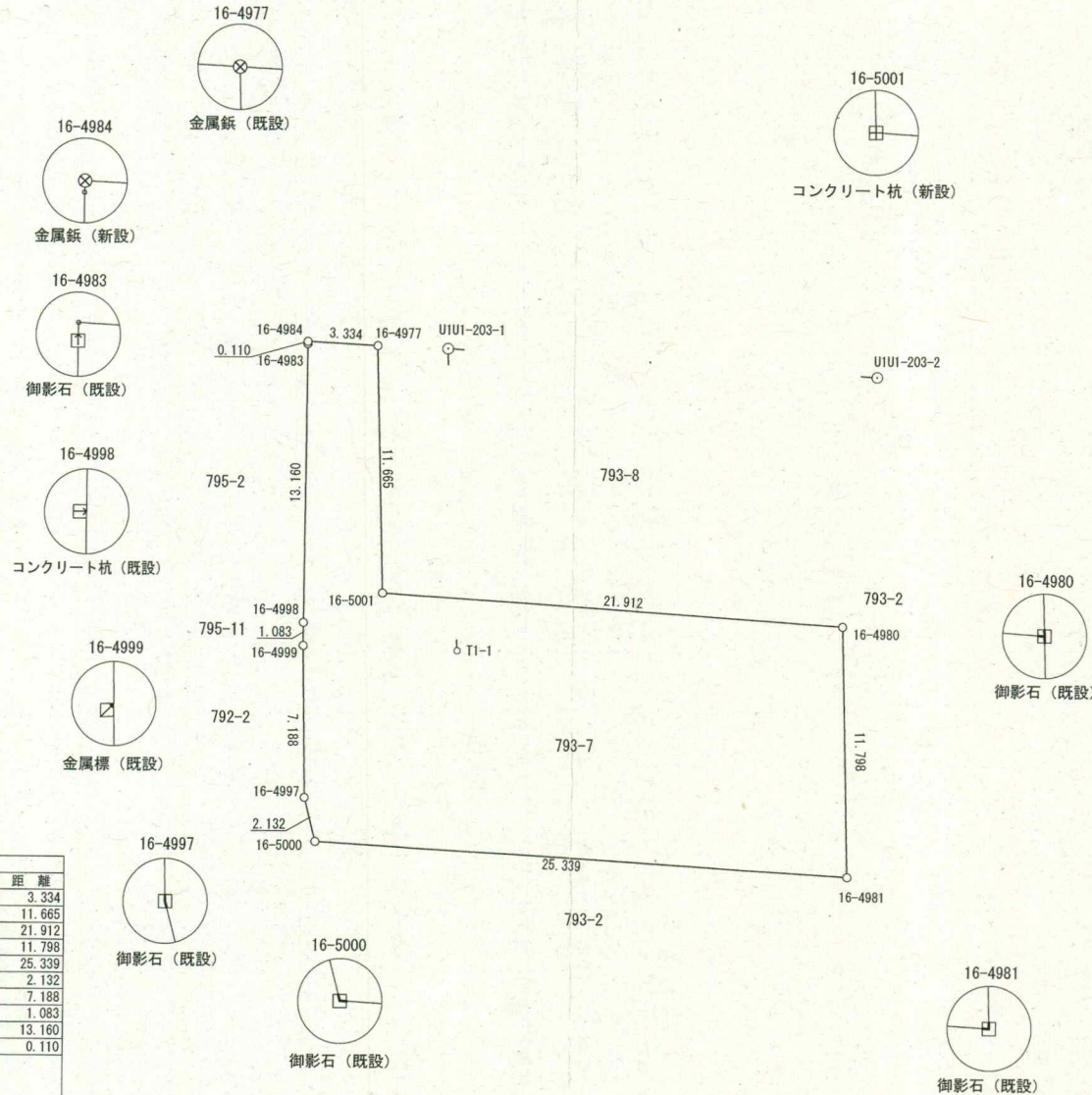
登記官

吉 川 信 幸



用地実測図

土地の所在：千葉県木更津市請西字北ノ崎793番7



基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	(世界測地系座標)
			標識
UIUI-203-1	-69596.153	9760.381	既設金属標
UIUI-203-2	-69597.336	9780.780	既設金属標
T1-1	-69610.407	9760.955	新設金属標

凡例

境界点及線

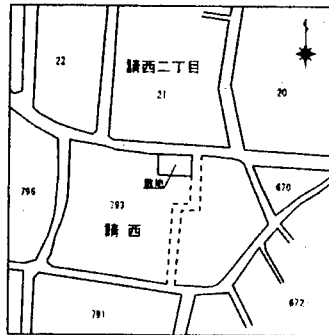
測量方法：TSIによる境界測量
使用機器：トータルステーション

座標求積表

地番	793-7				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	
16-4984	-69595.866	9753.733	-721.77624200	3.334	
16-4977	-69596.050	9757.062	-115562.64232800	11.665	
16-5001	-69607.710	9757.406	-127402.45014200	21.912	
16-4980	-69609.107	9779.273	-128988.61087000	11.798	
16-4981	-69620.900	9779.623	-101346.23314900	25.339	
16-5000	-69619.470	9754.324	34081.60805600	2.132	
16-4997	-69617.406	9753.788	90232.29278800	7.188	
16-4999	-69610.219	9753.656	80662.73512000	1.083	
16-4998	-69609.136	9753.653	138921.27967900	13.160	
16-4983	-69595.976	9753.730	129431.99710000	0.110	
倍面積				-691.79998800	
面積				345.899994000	
地積				345.89	m ²

所在地	木更津市請西字北ノ崎793番7		
図面名	用地実測図		
測量年月日	令和 3年 7月15日	縮尺	1/250
作成年月日	令和 4年 1月 7日	座標系	IX
発注機関	国家公務員共済組合連合会		
作業機関	株式会社テイコク東京支社 東京都千代田区神田小川町2-2 TEL 03(5244)5475		
測量者	測量士 S61- 571号 喜多 政史		
検証者	測量士 S63-1596号 新井 新一		

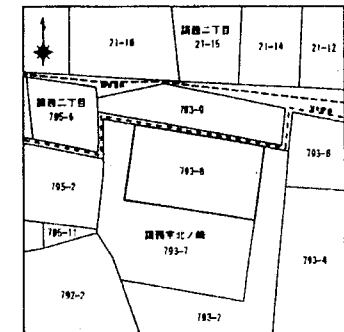
案内図



用地実測図

所在地：千葉県木更津市請西字北ノ崎793番8

公園写



測量年月日 令和5年10月26日
 測量場所 千葉県地方道路局木更津支所

境界点座標一覧表

(世界測地系)

測点名	X座標	Y座標	備註
16-4977	-69596.050	9757.062	既設金属板
16-4976	-69597.288	9778.915	既設金属板
16-4975	-69597.403	9778.899	既設御影石
16-4980	-69609.107	9779.273	既設御影石
16-5001	-69607.710	9757.406	既設コンクリート杭

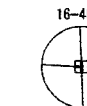
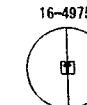
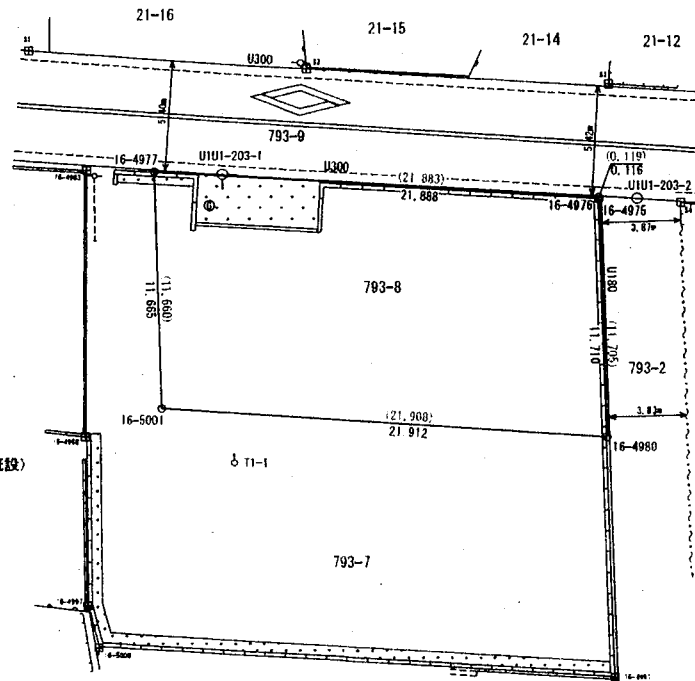
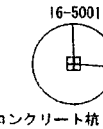
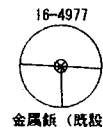
引測点座標一覧表

(世界測地系)

測点名	X座標	Y座標	備註
S1	-69590.142	9750.876	コンクリート杭
S2	-69590.998	9764.546	コンクリート杭
S3	-69591.706	9779.402	コンクリート杭
S4	-69597.526	9782.952	金属板
16-4981	-69620.900	9778.623	御影石
16-5000	-69619.470	9754.324	御影石
16-4997	-69617.406	9753.788	御影石
16-4998	-69609.136	9753.653	コンクリート杭
16-4983	-69595.976	9753.730	御影石

座標求積表

地番	793-8				
測点	Xn	Yn	$(Xn+1 - Xn-1)Yn$	距離	
16-4977	-69596.050	9757.062	101688.100164	21.888	
16-4976	-69597.288	9778.915	-13230.871995	0.116	
16-4975	-69597.403	9778.899	-115576.807281	11.710	
16-4980	-69609.107	9779.273	-100794.966811	21.912	
16-5001	-69607.710	9757.406	127402.450142	11.665	
		倍面積	-512.095781		
		面積	256.0478905		
		地積	256.04	㎡	



基準点座標一覧表

(世界測地系)

測点名	X座標	Y座標	備註
UIU1-203-1	-69596.153	9760.381	既設金属板
UIU1-203-2	-69597.336	9780.780	既設金属板
T1-1	-69610.407	9760.955	新設金属板

凡例

境界点及線

(実測値)

計算値

敷地名	旧木更津社宅
所在地	木更津市請西字北ノ崎793番8
図面名	用地実測図
測量年月日	令和5年10月26日
測量機械	トータルステーション・スチールテープ
縮尺	1:250
測量者	株式会社テイク東京支社 東京都千代田区神田小川町2-2 TEL 03(5244)5475 測量士 581-571号 富田 政史